

事務連絡
令和2年3月23日

都道府県
各指定都市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、就業環境に影響を受けるひとり親家庭等に対する経済的支援について（生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について）

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合における、ひとり親家庭等への経済的支援については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、就業環境に影響を受けるひとり親家庭等に対する経済的支援について」（令和2年2月28日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）において周知させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度において、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施することとしております。

当該特例貸付については、各都道府県社会福祉協議会において、3月25日から申請の受付が行われます。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、ひとり親家庭等から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する経済的支援についてご相談があった場合には、当該特例貸付についてご紹介いただくとともに、生活福祉資金貸付制度を所管する部署と調整の上、都道府県社会福祉協議会と連携し、申請窓口につなぐなど、適切にご対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市・中核市を除く。）に対して周知いただくとともに、市町村窓口においても当該特例貸付をご紹介いただくなどの対応を行っていただくよう、周知願います。

（別添）

- ・一時的な資金の緊急貸付に関するご案内
- ・個人向け緊急小口資金等の特例

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

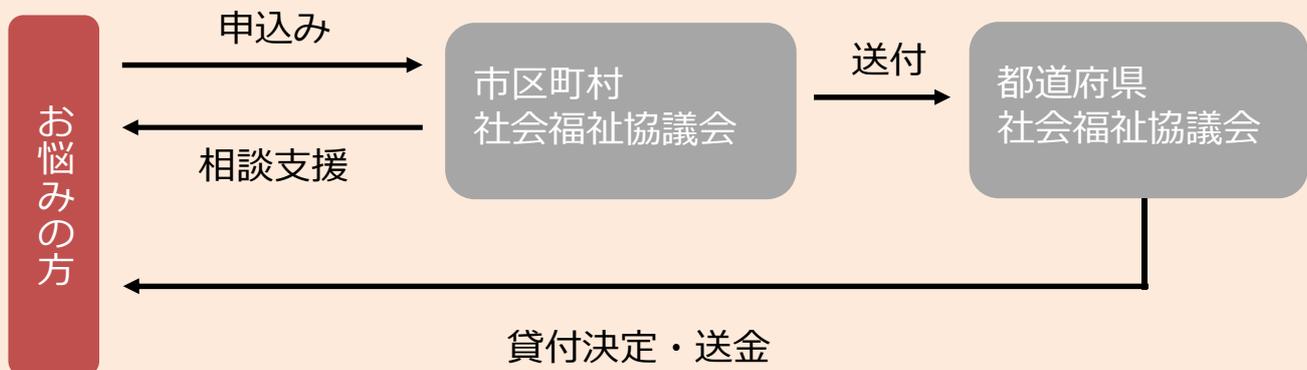
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



● 受付開始日

3月25日（水）

● 申込、受付

お住まいの市区町村社会福祉協議会

※3月18日（水）から受付開始日（3月25日（水））までの問い合わせ先
都道府県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

赤字は従来の要件を緩和したもの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

個人向け緊急小口資金等の特例

予備費追加
207億円(3/10)
104億円(3/19)

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。